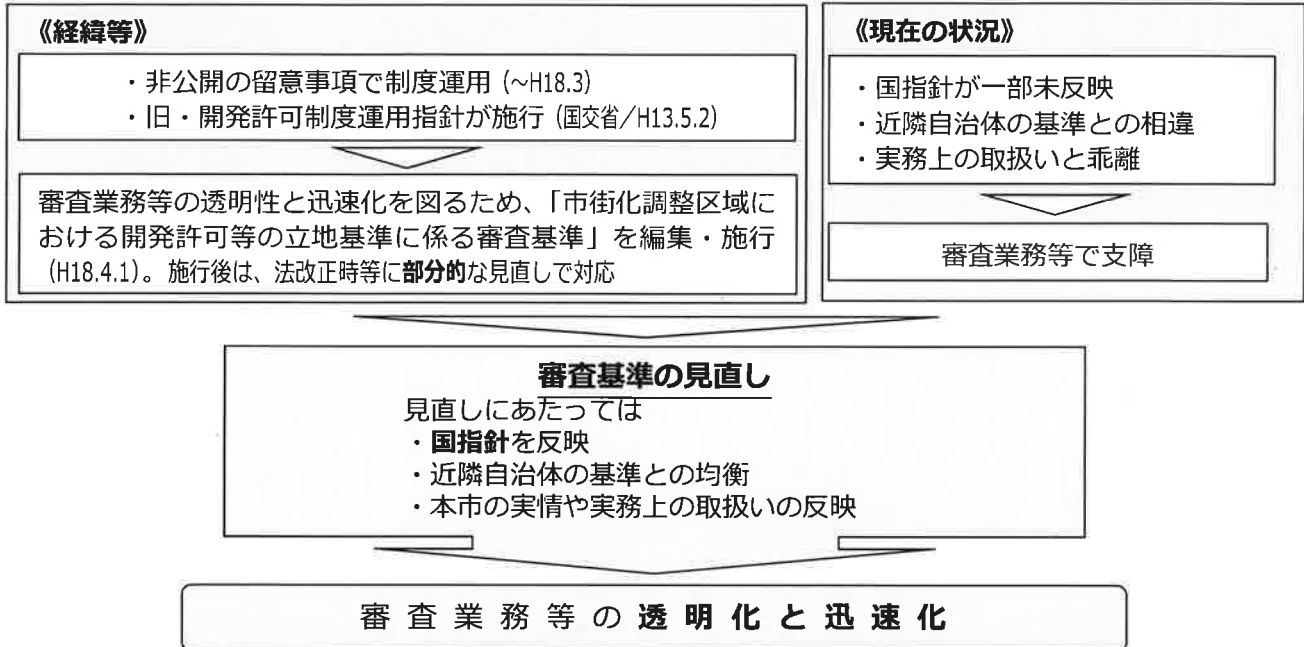


豊田市の市街化調整区域における開発許可等の立地基準に係る審査基準の見直しについて (令和4年7月1日施行)

1 経緯・目的



2 主な見直し点

基準/法 34-●：都市計画法第 34 条●号、審●：開発審査会基準第●号
根拠/国：国指針、明：明確化

基 準	内 容	根拠
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成、表示の統一 ・ 環境法令不適合と認められる事業用建築物等を許可対象から除外 	明
法 34-1 (集落サービス)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可対象の幅広化 (郵便局) ・ 敷地が接する最低道路幅員規定の撤廃 	国
法 34-2 (鉱物資源等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可対象の幅広化 (水資源) 	国
法 34-4 (農林水産物処理)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可対象の幅広化 (例示する建築物について) 	国
法 34-7 (既存工場関連)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可対象に質的改善の結果、量的拡大を伴うものを含むことの明示 	国
法 34-9 (沿道施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可対象の幅広化 (水素スタンド) ・ 周辺環境への影響防止措置 (遮光フェンス等の設置) を明確化 	明
審 1 (分家住宅) 審 6 (自己用住宅)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本家の後継者に許可する場合の敷地面積制限を撤廃 ・ 大規模要件の「本家」の幅広化 	国
審 2 (土地収用)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 兼用用途建築物が移転する場合の移転後用途の取扱いを明示 	国
審 7 (既存工場拡張)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可対象に質的改善の結果、量的拡大を伴うものを含むことの明示 	明
審 8 (流通業務施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最低限必要な駐車場設置の明示 ・ 周辺環境への影響防止措置 (遮光フェンス等の設置) を明確化 	明
審 9 (有料老人ホーム)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通行上支障がない道路の判断は法施行令によることを明示 	国
審 10 (地域振興工場)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地の構造は開発技術基準によることを明示 	明
審 11 (大規模既存集落の小規模工場等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者の幅広化 	国 明
審 13 (既存土地利用の管理施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可に係る既存土地利用の用途を明示 	明
審 14 (住宅敷地拡大)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可対象の既存住宅の整理 	明
審 15 (住宅の用途変更)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会通念上やむを得ない事情を問わない時期の明示 	国
審 16 (既存宅地)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 線引き前宅地の確認資料、救済路地の取扱いを明示 	明
審 17 (運動・レジャー施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請地が一定距離の離隔の必要な住宅密集地の定義を明示 	明
審 18 (中山間地域)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定建築物の色彩の基準を豊田市景観計画によることの明示 	明